福島県告示第七百五十一号

島

県

福島県告示第七百五十二号

# 

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

# 示

○道路の区域を変更する件 ○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

○道路の供用を開始する件

報

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 福島県公安委員会

# ○道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 ○道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件

# 告 示

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四 づくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部 年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち 総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅

雄

ツルハドラッグ福島南矢野目店 福島県福島市南矢野目字中江一二番五ほ 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道

令和四年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

三 一 般 工 五 光 五 元 日 元			路 線 名	
石川郡古殿町大字山上 字神坂二〇〇番地先ま 字楢坂二〇〇番地先ま			区	
11	字酋反二つつ番也たま同 郡平田村大字北方のら	川郡古殿町大字山上	間	
変更後		変更前	の変更	
1交		ĐŪ	別 後	
B A	В	A	(	邮
九〇三八 二·四· 七~〇~五 七~〇~	九〇三〇・四〇・〇	八 五 ~	(メートル)	敷地の幅員
	i	$\stackrel{-}{\prec}$	()	延
三七八	三七	七八	(メートル)	
二、七八九・〇	二、三七〇・〇	二、七八九・〇	ル)	長

畫

(道路計画課)

# 福島県告示第七百五十三号

投系をできます。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建田を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総 三項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で令和四年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する

令和四年十一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	一般国道	路
		線
	四号	
	,	名
番同番 地	伊達	供
地郡先	郡川	用
まで町	俣町-	開
小綱木	小綱木	始
字月	小字上	Ø
久 保 一	関場三	区
三	<u> </u>	間
	令	供
	和四	用
	年一	開
	1	始
	月一	0
	日	期
		B

(道路計画課)

島

県

報

福 島

県公安委員

会

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一福島県告示第七百五十四号 令和四年十一月二十九日 項の規定により、

都市計画

事

福島県

知 事

内 堀

雅 雄

下野上地区

一団地の復興

開の部分 令和 変更なし

五四三

事業施行期間 令和事業認可の年月日 令和二年七月三日 一年七月三日から令和七年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)

## 福島県公安委員会告示第73号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の32の2 第1項の規定により、運転免許 取得者等教育の認定をした。

令和4年11月29日

福島県公安委員会委員長 森 岡 江

運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運 転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名 称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社福島 県東部自動車 教習所	福島県相馬市程田 字潜石 54番地の 5	今野 一成	福島県東部 自動車教習 所	福島県相馬市程田 字潜石 54番地の 5
株式会社北部 日本自動車学 校	福島県伊達市片町20番地	野田 拓男	北部日本自動車学校	福島県伊達市原島 95番地
株式会社原町 中央自動車教 習所	福島県南相馬市原 町区錦町一丁目27 番地	森大輔	原町中央自動車教習所	福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地

- 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
  - 福島県東部自動車教習所 (1)

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。 以下「規則」という。) 第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育(高齢 者講習同等)

北部日本自動車学校

規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育 (高齢者講習同等)

原町中央自動車教習所

規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)

認定年月日

令和 4 年 11月 16日

(運転免許課)

### 福島県公安委員会告示第74号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の32の3 第1項の規定により、運転免許 取得者等検査の認定をした。

令和 4 年 11月 29日

福島県公安委員会委員長 森 岡

運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運 転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

名 称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社福島 県東部自動車 教習所	福島県相馬市程田 字潜石 54番地の 5	今野 一成	福島県東部 自動車教習 所	福島県相馬市程田 字潜石54番地の5
株式会社北部 日本自動車学 校	福島県伊達市片町20番地	野田 拓男	北部日本自動車学校	福島県伊達市原島95番地
株式会社原町 中央自動車教 習所	福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地	森大輔	原町中央自動車教習所	福島県南相馬市原町区錦町一丁目27番地

- 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
  - (1) 福島県東部自動車教習所
    - 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8 号。以下「規則」という。) 第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査 (認知機能検査同等)
    - 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査 (運転技能検査同等)
  - (2) 北部日本自動車学校
    - ア 規則第1条第1号に掲げる方法
- 運転免許取得者等検査 (認知機能検査同等) 運転免許取得者等検査(運転技能検査同等)
- 規則第1条第2号に掲げる方法 (3) 原町中央自動車教習所
  - 規則第1条第1号に掲げる方法 運 転 免 許 取 得 者 等 検 査 (認 知 機 能 検 査 同 等)
  - 規則第1条第2号に掲げる方法
- 運転免許取得者等検査 (運転技能検査同等)

- 認定年月日
  - 令和 4 年 11月 16日

(運転免許課)